

「藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方（素案）」に関する パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果について

1 パブリックコメントについて

(1) 意見等の募集期間

2015年（平成27年）11月27日（金）～同年12月28日（月）

(2) 意見等を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方及びその他利害関係者

(3) 意見等の提出方法

- ・藤沢市都市計画課まで郵送・ファクシミリ又は持参
- ・藤沢市ホームページ上の意見提出フォーム

2 パブリックコメントの実施結果について

(1) 意見数等 16件 3人

(2) 「ご意見要旨」及び「藤沢市の考え方」について 2～4ページのとおり

「意見分類」の説明	件数	構成割合
1 全体に対する意見	2 件	12 %
2 各項目に対する意見	7 件	44 %
-2 藤沢市の都市計画公園・緑地	2 件)
-1 見直しの背景	1 件	
-2 見直しの必要性	2 件	
-2 見直しの進め方	2 件	
3 その他の意見	7 件	44 %
合計	16 件	100 %

注) 「反映状況」の説明	件数	構成割合
ご意見の趣旨を踏まえ、基本的な考え方に反映しました。	0 件	0 %
すでに基本的な考え方に位置付けてあります。	3 件	17 %
今後の取組みの参考にします。	7 件	39 %
基本的な考え方への反映は困難であります。	1 件	6 %
その他	7 件	39 %
合計	18 件	100 %

1つの意見に対して、複数の反映状況があるため、意見分類の件数とは異なります。

「藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方（素案）」に関するご意見要旨と藤沢市の考え方

1 全体に対する意見

番号	ご意見要旨	反映状況 (注)	ご意見に対する藤沢市の考え方
1	都市計画公園の見直しは、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する行政の姿勢を示すためにも、とても良いことであり、賛成である。		社会経済情勢の変化等をふまえ、引き続き、都市計画公園・緑地の見直しに取り組んでまいります。
2	見直しの基本スタンスとして、「藤沢市都市マスタープラン」等と整合を図ることが挙げられているが(素案・P31)、本プランでは13地区別に構想が示されており、その地区割りは、自治会・町内会の範囲と一部整合しておらず、市が種々の具体的施策を進めるうえで、様々な問題を惹起する可能性があることを懸念している。 自治会・町内会の境界部分は、居住世帯の少ない地域（市街化調整区域等）であることも多く、特に防犯、防災及び児童保護といった観点等から、加入する自治会・町内会とのつながりは極めて重要な要素となる。 今回の案は、都市構造全体の見直しとあわせて検討の必要性が指摘されているが(素案・P28)、都市計画公園や緑地の具体的見直しに際し、既存の地域コミュニティ（自治会・町内会）の維持の阻害要因となったり、悪影響を及ぼすようなものとならないよう、場合によっては上位計画に内在する問題点の将来的修正も念頭におき、細部にまで留意した見直しの検討が進められることを希望する。		都市マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）は、市町村都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるものであることから、本見直しにおいては、「藤沢市都市マスタープラン」と整合を図るものであります。 また、13地区区分と自治会等の範囲が一部整合していないことについては、今後の課題であると認識しております。 公園は地域コミュニティ活動に寄与する都市施設であることから、公園の設置が地域コミュニティを阻害することのないよう配慮しながら、出来る限り詳細に見直しの取組みを進めてまいります。

2 各項目に対する意見

番号	ご意見要旨	反映状況 (注)	ご意見に対する藤沢市の考え方
3	広さ（公園の面積）については、現状で十分である。かつてのように、丘陵の自然と育生林の再現を目指すことはもはや不可能である。		都市公園の面積については、地区や地域によっても大きな差があるのが現状であり、都市公園の面積が適切に確保されているところもありますが、「-2 藤沢市の都市計画公園・緑地」における「(1)都市計画公園・緑地の配置計画」等で記載のとおり、市全体でみると、一人当たりの都市公園面積や公園の配置計画が十分であるとはいえません。このため、引き続き、公園整備に努めてまいりたいと考えております。
4	残り少なくなった里山や緑地の保全に尽力していただきたい。		「-2 藤沢市の都市計画公園・緑地」における「(4)近年における取組」で記載のとおり、三大谷戸の保全を中心に緑地保全の取組みを引き続き進めてまいります。
5	現課題は4大公園（引地川親水公園、大庭城址公園、長久保公園、新林公園）の維持管理と一層の高質化である。今後の財政状況を推察すると維持管理費の自主負担は必至になってくるのではなかろうか。		「-1 見直しの背景」における「(3)-公園新設費の減少」で記載のとおり、都市公園数の増加等により、既設の都市公園の維持管理費や長寿命化対策経費が増加しているため、効果的な財源投資を行う必要があると考えております。

6	「 -2 見直しの必要性」に記載されている図18(素案・30P)のように住民移転を強要するような整備はもう止めるべきである。その必要はなくなった。		出来る限り住居の移転を伴わずに、都市計画公園・緑地の整備を行えることが望ましいと考えます。このため、地権者のご理解や都市公園の配置バランス等を考慮するなか、見直し対象公園周辺の空地等に代替することも視野に入れながら、今後、具体的な見直しを進めてまいります。
7	見直しの過程においては、廃止のみならず、新たなニーズ等も積極的に拾い出し、必要な場所には新たな公園を計画してほしい。		今回の見直しは「 -2見直しの必要性」に記載のとおり、長期的な建築制限等への課題に対応するため、現在、都市計画決定されている公園・緑地の見直しに主眼を置くものであります。しかしながら、見直しの取組みを進めるなか、公園・緑地を追加する必要性が生じた場合の取扱いについては、今後の具体的な見直しのなかで検討を行ってまいります。
8	残された神社の樹木は都市林として大事にすることが望まれる。宮前にある御霊神社周辺の木々を伐採し、公園(宮前公園)とする計画図を見せられたのには驚愕した。 地権者との関係もあろうが、速やかに、図面は修正すべきである。		「 -2見直しの進め方」における「(2)見直し対象となる区域の選定」に記載のとおり、宮前公園については、本見直し対象の公園であります。周辺で計画されている「村岡地区のまちづくり」と連携しながら、今後の具体的な見直しを進めてまいります。なお、本地区まちづくりガイドライン(素案)では、まちの将来像の1つに、豊かな緑の保全等を掲げております。
9	見直しの結果、存続と判断されたなかでも、10年以内に整備を予定するなどの方針を具体的に決められるのであれば、これまでの建築制限をさらに強化し、今後、建て替えを認めずに用地を市が先行的に取得することや、空き家・空地等を積極的に利用することなどの事業論についても、この考え方に盛り込んでもらいたい。		「 -2 見直しの進め方」における「(7)- 存続」に記載のとおり、事業に関することについては、見直し作業完了後、整備プログラム等により、示していくことを検討いたします。 このため、事業に関することを現時点で、基本的な考え方に位置付けることは困難であります。

3 その他の意見

番号	ご意見要旨	反映状況 (注)	ご意見に対する藤沢市の考え方
10	引地川親水公園などは、その半分を太陽光発電用地とした方が良いでしょう。		既設の都市公園に係るご意見については、関係課(公園課)に伝えさせていただきます。
11	大庭城址公園はさらなる大樹の育成をはかり、歴史の里の再現をめざしたい。		
12	長久保公園は、その一部を市民菜園・有料駐車場とし、それをもって、公園から庭園にグレイドアップすることを希望する。		
13	新林公園は公園の形が末広がり三角形で外観が悪い。片隅へは、南図書館を移設する。学術・実務専用図書館として再生し、市の学業振興の拠点とする。		
14	その他、個々の公園はその地域の特性に役立つよう刷新する。		

15	公園事業は、都市整備課から公園課、みどり課に現担当職員とともに仕事を移管する方がよい。		公園事業である都市公園の整備、管理等は現在「公園課」が所管をしております。ただし、周辺のまちづくりと一体となった公園計画等については、他部署が検討を行っている場合もありますが、将来的な公園管理者である「公園課」と連携を図っているものであります。
16	緑地を拡充することと、公園をつくることは同じではない。公園作りはもう止めて、学校の芝生化を部分的でよいから進めることを要望する。		効果的な財源投資を行うなか、適切な公園面積の確保及び公園配置をすべく、公園整備を進めていく必要があると考えております。また、市内の小中学校の一部では、校庭芝生化の取組みを実施しております。